

外部選任と外部委託制度の違いについて

<はじめに>

平素より電気保安行政に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

この頃、外部選任と外部委託制度の違いについてのお問合せを多く頂いております。電気主任技術者の外部選任と外部委託は、似たような言葉ですが、要件が異なり別制度であります。電気主任技術者関係の書類を御提出される際は、今一度、それぞれの要件を満たしているかどうか御確認いただければと存じます。

<外部選任と外部委託制度の違い>

自家用電気工作物の設置者は、その工事、維持、運用の保安監督をさせるために、電気主任技術者を事業場ごとに選任しなければならないと電気事業法第43条で定められています。原則、設置者から選任の必要がありますが、自社の組織内で有資格者を確保できない等の事情があるため、外部選任と外部委託制度を設けています。

外部選任とは、電気主任技術者を自社ではなく外部の会社（管理会社等）から選任することをいいます。外部選任を行うためには、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）1.（1）イロハの三つの文言を含めた内容の契約書等を設置者と外部の会社との間で直接結ぶ必要があります。また、外部選任の場合、主任技術者は事業場に必ず常駐する必要があります。

外部委託制度とは、一定の要件を満たしている法人や個人と保安管理業務に関する委託契約を直接結び、当部に外部委託承認申請書を提出し承認を受けた場合は、電気主任技術者を選任しないことができる制度です。外部委託が可能な事業場については、「電気事業法施行規則第52条第2項」に定められており、一定の規模未満の事業場だけが外部委託することができることとなっています。また、委託契約の相手方に求められている規定は、「電気事業法施行規則第52条の2」に定められており、具体的な内容については「経済産業省告示第249号」で規定されています。

これらの制度は、どちらも外部の会社を利用しますが、あくまで専門知識を有するところについて委託するだけで、電気事業法の履行義務は設置者にあることに変わりはありませんので、御注意ください

<お問合せ先>

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 自家用係

TEL 048-600-0388

<参考>

- ・主任技術者制度の解釈及び運用（内規）

http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/data/PDF/ET_naiki.pdf

- ・経済産業省告示第249号

http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/data/PDF/04_03.pdf

- ・主任技術者制度に関する Q&A

<http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/jikayou/data/PDF/QA.pdf>

設置者に課せられている義務

技術基準適合維持

保安規程の届出

電気主任技術者の選任

主任技術者関係の届出書等を提出する際は、要件を今一度確認

原則 . . .

設置者の組織内から電気主任技術者免状を有している者を事業場ごとに選任する

外部選任の要件 . . .

- ・ 設置者は主任技術者の意見を尊重する
- ・ 主任技術者が保安のためにする指示に従う
- ・ 主任技術者は職務を誠実に行う

以上の3項目が設置者と管理会社等との二者間において契約書等で約されているか（主任技術者制度の解釈及び運用（内規））

※電気主任技術者は必ず事業場に常時勤務

外部委託の要件 . . .

- ・ 電気事業法施行規則第52条第2項に定められている外部委託が可能な事業場か
- ・ 委託契約の相手方が電気事業法施行規則第52条の2に定められている保安管理業務を受託するための要件を満たしているか

※点検等のために定期的に事業場に来訪し、非常駐